

[資料2]

令和2年10月27日

区民部国保年金課

令和2年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について

令和2年9月14日に開催された、令和2年度第1回東京都国民健康保険運営協議会について、以下のとおり報告する。

1 資料概要

(1) 東京都国民健康保険運営協議会について

国保制度改革に伴い、都にも国保事業の運営に関する重要事項について審議する場である国保運営協議会を設置することとされた（国民健康保険法第11条）。納付金や国保運営方針等を審議する。

(2) 東京都の国民健康保険の現状について

平成30年度、都の1人当たり平均所得は全国1位、収納率は47位となっている。一般会計からの法定外繰入は646億円で、全国の約3割を占める。

(3) 東京都国民健康保険運営方針に基づく令和2年度の取組について

都は、運営方針のもと、国保財政健全化、医療費適正化、区市町村の事務の標準化・効率化の取組を推進する。

(4) 東京都国民健康保険運営方針の改定について（諮問事項）

平成29年12月に策定した東京都国民健康保険運営方針の対象期間（平成30年4月1日から令和3年3月31日まで）が満了することを踏まえ、これまでの取組の状況等を踏まえ、必要な見直しを行う。

(5) 令和3年度国保事業費納付金等の算定に向けて

都は、区市町村ごとに医療費水準、所得水準を反映させて納付金の額を決定し、標準保険料率を提示、区市町村は、標準保険料率を参考に保険料率を定め、保険料を賦課徴収し、納付金を都に納め、都は、保険給付に必要な費用を全額区市町村に対して支払うことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

平成30年度から拡充された国の1,700億円の公費は、令和3年度も同程度の予定である。令和3年度の都への配分は、10月以降に示される。

(6) 今後のスケジュール

11月開催予定の第2回国保運営協議会に、運営方針改定案について答申および令和3年度の仮係数による納付金・標準保険料率の算定結果の報告を行う。

2 配付資料

別添のとおり